

各都道府県知事  
各都道府県選挙管理委員会委員長  
各指定都市市長  
各指定都市選挙管理委員会委員長

殿

総務大臣

公職選挙法施行令の一部を改正する政令等の施行について（通知）

第198回国会において成立をみた国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律（令和元年法律第1号。以下「改正法」という。）は、令和元年5月15日に公布されたところですが、これに伴い、公職選挙法施行令の一部を改正する政令（以下「改正令」という。）及び公職選挙法施行規則の一部を改正する省令（以下「改正規則」という。）が、それぞれ令和元年政令第15号及び令和元年総務省令第13号をもって、ともに本日公布されました。

今回の公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）及び公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）の改正は、改正法による公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）の改正に伴い、投票管理者の職務代理者の選任要件の緩和等の措置を講ずるとともに、選挙の期日前2日以後に市町村の区域を分けて、又は数市町村の区域の全部若しくは一部を合わせて開票区を設けた場合における開票立会人の取扱いを定めるほか、市町村の区域が数開票区に分かれている場合における指定投票区の指定等の特例を設けること等を目的として行われ、改正令及び改正規則は、令和元年6月1日から施行することとされました。

また、改正法により、選挙公報の掲載文を電磁的記録により提出することが可能となること等に伴い、参議院比例代表選出議員選挙執行規程（昭和58年中央選挙管理会告示第3号）等についても、所要の改正を行っております。

貴職におかれましては、今回の施行に係る改正令等を十分御理解されるとともに、改正令による改正後の公職選挙法施行令（以下「新令」という。）等の運用に遺漏のないよう、下記事項に御留意の上、各都道府県知事及び各都道府県選挙管理委員会委員長におかれましては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村長及び市区町村の選挙管理委員会に対しても、格別の御配慮をお願いします。

## 記

### 第1 投票管理者の職務代理者の選任要件の緩和

市町村の選挙管理委員会は、投票管理者の職務を代理すべき者を、選挙権を有する者の中から選任するものとされたこと。（新令第24条関係）

### 第2 投票管理者等の交替制に関する規定の整備

1 市町村の選挙管理委員会は、2人以上の投票管理者又は2人以上の投票管理者の職務を代理すべき者に交替して職務を行わせることとしたときは、これらの者の住所及び氏名並びにこれらの者が職務を行うべき時間を告示しなければならないものとされたこと。（新令第25条関係）

2 投票録の様式その他所要の改正を行うものとされたこと。（改正規則による改正後の公職選挙法施行規則別記第24号様式等関係）

### 第3 市町村の区域が数開票区に分かれている場合における指定投票区の指定等の特例

1 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の区域が数開票区に分かれている場合において、天災その他避けることのできない事故により、選挙の期日に一の開票区に属するいずれの投票区の投票管理者にも不在者投票の送致をすることができない状況があると認めるときは、当該選挙においては、当該投票の送致をすることができない状況があると認める開票区（以下「送致不能開票区」という。）以外の開票区に属する投票区であって当該選挙の期日に当該投票区の投票管理者に当該投票の送致ができるものを指定投票区に指定するとともに、当該指定投票区の属する開票区に属する全部又は一部の投票区及び当該送致不能開票区に属する全ての投票区を特例指定関係投票区として定めることができるとされたこと。

（新令第26条第2項関係）

2 1により指定投票区を指定し、及び特例指定関係投票区を定め、又は特例指定関係投票区を変更したことにより指定投票区又は特例指定関係投票区となった投票区を、市町村の選挙管理委員会が、新令第26条第1項の規定により指定投票区に指定し、又は指定関係投票区に定めている場合には、当該指定投票区及び指定関係投票区は、当該選挙（当該選挙の期日に1により指定投票区を指定し、及び特例指定関係投票区を定め、又は特例指定関係投票区を変更したときは、当該指定及び定め、又は変更した時以後に送致する不在者投票に限る。）については、同項の規定により指定し、又は定めた指定投票区及び指定関係投票区でないものとみなすものとされたこと。（新令第26条第4項関係）

### 第4 選挙の期日前2日以後に分割開票区を設けた場合の開票立会人の取扱い

1 都道府県の選挙管理委員会が選挙の期日前2日又は選挙の期日の前日に従前の

開票区の区域に2以上の分割開票区を設けた場合には、市町村の選挙管理委員会は、従前の開票区において当該選挙の開票立会人に定められた者を、所属選挙人名簿登録者数が最も多い分割開票区の開票立会人に選任しなければならないものとされたこと。（新令第70条の4第1項関係）

- 2 都道府県の選挙管理委員会が選挙の期日以後に従前の開票区の区域に2以上の分割開票区を設けた場合には、所属選挙人名簿登録者数が最も多い分割開票区の開票管理者は、従前の開票区において当該選挙の開票立会人に定められた者を、所属選挙人名簿登録者数が最も多い分割開票区の開票立会人に選任しなければならないものとされたこと。（新令第70条の4第2項関係）

#### 第5 選挙の期日前2日以後に合同開票区を設けた場合の開票立会人の取扱い

- 1 都道府県の選挙管理委員会が選挙の期日前2日又は選挙の期日の前日に従前の2以上の開票区の区域を合わせた区域に合同開票区を設けた場合には、市町村の選挙管理委員会は、これらの従前の開票区において当該選挙の開票立会人に定められた者の数を合計した数が、10人を超えないときは直ちにこれらの者を、10人を超えるときはこれらの者の中からくじで定めた者10人を、当該合同開票区の開票立会人に選任しなければならないものとされたこと。（新令第70条の5第1項、第6項関係）
- 2 都道府県の選挙管理委員会が選挙の期日以後に従前の2以上の開票区の区域を合わせた区域に合同開票区を設けた場合には、当該開票区の開票管理者は、これらの従前の開票区において当該選挙の開票立会人に定められた者の数を合計した数が、10人を超えないときは直ちにこれらの者を、10人を超えるときはこれらの者の中からくじで定めた者10人を、当該合同開票区の開票立会人に選任しなければならないものとされたこと。（新令第70条の5第3項、第8項関係）
- 3 都道府県の選挙管理委員会が選挙の期日前2日又は選挙の期日の前日に従前の開票区の区域を分けてそのそれぞれの区域を他の従前の開票区の区域と合わせた区域に2以上の合同開票区を設けた場合の開票立会人は、次のとおり選任しなければならないものとされたこと。（新令第70条の6第1項、第6項、第11項関係）
  - (1) 所属選挙人名簿登録者数が最も多い合同開票区においては、市町村の選挙管理委員会は、これらの合同開票区の区域に分かれることとなる従前の開票区において当該選挙の開票立会人に定められた者及びその区域の全部が当該所属選挙人名簿登録者数が最も多い合同開票区に属することとなる従前の開票区において当該選挙の開票立会人に定められた者の数を合計した数が、10人を超えないときは直ちにこれらの者を、10人を超えるときはこれらの者の中からくじで定めた者10人を、開票立会人に選任しなければならないこと。

(2) その他の合同開票区においては、市町村の選挙管理委員会は、その区域の全部が当該合同開票区に属することとなる従前の開票区において当該選挙の開票立会人に定められた者を開票立会人に選任しなければならないこと。

6 都道府県の選挙管理委員会が選挙の期日以後に従前の開票区の区域を分けてそのそれぞれの区域を他の従前の開票区の区域と合わせた区域に2以上の合同開票区を設けた場合の開票立会人は、次のとおり選任しなければならないものとされたこと。（新令第70条の6第3項、第8項、第13項関係）

(1) 所属選挙人名簿登録者数が最も多い合同開票区においては、当該開票区の開票管理者は、これらの合同開票区の区域に分かれることとなる従前の開票区において当該選挙の開票立会人に定められた者及びその区域の全部が当該所属選挙人名簿登録者数が最も多い合同開票区に属することとなる従前の開票区において当該選挙の開票立会人に定められた者の数を合計した数が、10人を超えないときは直ちにこれらの者を、10人を超えるときはこれらの者の中からくじで定めた者10人を、開票立会人に選任しなければならないこと。

(2) その他の合同開票区においては、当該開票区の開票管理者は、その区域の全部が当該合同開票区に属することとなる従前の開票区において当該選挙の開票立会人に定められた者を開票立会人に選任しなければならないこと。

第6 選挙の期日前2日以後に分割開票区及び合同開票区を設けた場合の開票立会人の取扱い

1 都道府県の選挙管理委員会が選挙の期日前2日又は選挙の期日の前日に従前の開票区の区域の一部に分割開票区を設けるとともに、当該従前の開票区の他の区域を他の従前の開票区と合わせた区域に合同開票区を設けた場合の開票立会人は、次のとおり選任しなければならないものとされたこと。（新令第70条の7第1項、第4項関係）

(1) 分割開票区においては、当該分割開票区の区域をその区域に含む市町村の選挙管理委員会は、当該分割開票区の区域が属していた従前の開票区において当該選挙の開票立会人に定められた者を開票立会人に選任しなければならないこと。

(2) 合同開票区においては、市町村の選挙管理委員会は、その区域の全部が当該合同開票区に属することとなる従前の開票区において当該選挙の開票立会人に定められた者を開票立会人に選任しなければならないこと。

2 都道府県の選挙管理委員会が選挙の期日以後に従前の開票区の区域の一部に分割開票区を設けるとともに、当該従前の開票区の他の区域を他の従前の開票区と合わせた区域に合同開票区を設けた場合の開票立会人は、次のとおり選任しなければならないものとされたこと。（新令第70条の7第2項、第5項関係）

- (1) 分割開票区においては、当該分割開票区の開票管理者は、当該分割開票区の区域が属していた従前の開票区において当該選挙の開票立会人に定められた者を開票立会人に選任しなければならないこと。
- (2) 合同開票区においては、当該開票区の開票管理者は、その区域の全部が当該合同開票区に属することとなる従前の開票区において当該選挙の開票立会人に定められた者を開票立会人に選任しなければならないこと。

#### 第7 施行期日等

- 1 改正令及び改正規則の規定は、令和元年6月1日から施行するものとされたこと。（改正令附則第1条、改正規則附則第1項関係）
- 2 新令の規定は、改正令の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、改正令の施行の日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例によるものとされたこと。（改正令附則第2条関係）
- 3 その他所要の規定の整備を行うこととされたこと。

以上